

2017年6月23日
2018年12月27日更新

日本専門医機構認定 麻酔科専門医更新申請について

日本専門医機構より麻酔科領域の更新基準が承認されました。詳細は下記の通りです。

1. 申請資格

1) 専門医に登録された後、引き続き麻酔科関連業務^{*注1}に、**単一の医育機関病院や病院施設にて^{*注2}**、専従^{*注3}していること。

※詳細は、学会 HP の日本専門医機構更新要件追加について【2018年7月10日付】をご確認ください。

***注1**：麻酔科関連業務とは、以下の業務に該当します。(基礎的研究にのみ従事している期間は除きます)

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

***注2**...学会専門医から機構専門医へ更新するにあたり、追加された要件です(2018年7月10日付け)。

***注3**...専従とは以下に掲げる業務を主たる業務とし週3日以上携わっていることをいいます。臨床研究(国内・海外留学)に携わっている期間は、現時点で専従期間とみなされず、随時審査対象となるため、**研究内容証明書(新様式)**・在籍証明書・研究業績(論文のコピー等)を提出ください。

2) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までに、所定の実績(診療実績、専門医共通講習受講実績、麻酔科領域講習受講実績、学術業績・診療以外の活動実績 合計50単位)があること。

※単位については移行措置がございます。それにより、申請時期が異なる年度がございますのでご注意ください。

詳細につきましては下記申請スケジュールをご確認ください。

対象年度ごとの申請スケジュールについて 1

※学会専門医（指導医）をお持ちの方は次回の専門医申請は機構専門医を申請いただきます。

学会専門医（指導医）認定期間	機構専門医申請期間	単位有効期間	移行措置による認められる単位期間	機構専門医認定期間	備考
2015年4月1日～ 2020年3月31日の方	2019/10/1～11/30	2014/4/1～2019/3/31	2019/4/1～2019/9/30	2020/4/1～2025/3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年度の領域講習（リフレッシュコース）単位は機構では認められていないため含まれません。 ・移行措置期間の単位は次回更新単位有効期間に含まれるため重複してご使用いただけます。
2016年4月1日～ 2021年3月31日の方	2020/10/1～11/30	2015/4/1～2020/3/31	2020/4/1～2020/9/30	2021/4/1～2026/3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・移行措置期間の単位は次回更新単位有効期間に含まれるため重複してご使用いただけます。
2017年4月1日～ 2022年3月31日の方	2021/9/1～10/31	2016/4/1～2021/3/31	2015/9/1～2016/3/31	2022/4/1～2027/3/31	
2018年4月1日～ 2023年3月31日の方	2022/9/1～10/31	2017/4/1～2022/3/31	2015/9/1～2016/5/31	2023/4/1～2028/3/31	
2019年4月1日～ 2024年3月31日の方	2023/9/1～10/31	2018/4/1～2023/3/31	2015/9/1～2016/5/31	2024/4/1～2029/3/31	

対象年度ごとの申請スケジュールについて 2

※学会暫定専門医（暫定指導医）をお持ちの方は次回の申請は学会専門医（指導医）を申請いただきます。

学会暫定専門医（暫定指導医） 認定期間	学会専門医（指導医） 次回申請期間	新たな認定期間 （学会認定）	機構専門医申請期間	機構専門医 単位有効期間	機構専門医更新時に 移行措置による 認められる単位期間
2018年4月1日～ 2020年3月31日の方	2019/9/1～10/31	2020/4/1～2025/3/31	2024/9/1/～10/31	2019/4/1～2024/3/31	2015/9/1～2016/5/31
2019年4月1日～ 2021年3月31日の方	2020/9/1～10/31	2021/4/1～2026/3/31	2025/9/1/～10/31	2020/4/1～2025/3/31	2015/9/1～2016/5/31

2. 実績

下記の実績 50 単位が必要となります。

項目	取得単位
i) 診療実績	最小 5 単位, 最大 10 単位 ※更新回数に応じて単位付与規定有
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位, 最大 10 単位 (このうち 3 単位は必修講習)
iii) 麻酔科領域講習	最小 15 単位 (上限なし) (このうち 10 単位は学会主催の講習会であること)
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 6 単位 (上限なし) (このうち 6 単位は学術集会への参加単位)
合計	50 単位

i) 診療実績 (5 年分)

■ 単一施設で 3 日以上勤務している期間

手術麻酔・・・臨床実績報告書 (症例数のみを記載)

集中治療, 救急医療, ペインクリニック・・・臨床実績報告書および 症例一覧表 [PDF]
を提出 (5 年で最大 100 例)

例) 手術麻酔を単一施設で週 3 日, ペインクリニックを週 1 日勤務している場合
臨床実績報告書のみを提出下さい。

■ 複数施設において合計週 3 日以上勤務の期間

手術麻酔・・・臨床実績報告書および 全症例 を提出 (施設毎に全ての症例)

集中治療, 救急医療, ペインクリニック・・・臨床実績報告書および 症例一覧表 を提出
(5 年で最大 100 例)

診療実績の算定 (最小 5 単位, 最大 10 単位)

- (1) 主担当医, あるいは指導医として担当した麻酔症例 1 例につき 0.02 単位
(一つの症例につき, 主担当医, 指導医ともに最大 2 名まで認める)
- (2) ペインクリニック, 入院患者疼痛管理, 緩和ケア担当症例 1 例につき 0.1 単位
集中治療での担当症例 1 例につき 0.1 単位
救急医療での担当症例 1 例につき 0.1 単位

※診療実績 10 単位付与規定...1999 年以前に麻酔科専門医を取得し引き続き資格保持者は
診療実績の 10 単位を付与します。ただし臨床実績報告書の提出は必要です。
今後の診療実績 10 単位付与規定は現在検討中です。

ii) 専門医共通講習受講実績 (最小 3 単位, 最大 10 単位)

ただし、必修 3 項目 (医療安全講習会, 感染対策講習会, 医療倫理講習会) をそれぞれ
1 単位以上含むこと

e-learning での受講も可能です。

※院内講習等の弊社システムで受付を行っていない講習は受講証明書の提出が必要です。

iii) 麻酔科領域講習受講実績 (最小 15 単位)

(うち 10 単位は学会が主催する講習会であること)

e-learning での受講も可能です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (最小 6 単位)

・最小 6 単位は「(1) 学術集会への参加」で取得すること。

ただし、参加単位は 6 単位以上認められません。

・参加単位には、少なくとも 1 回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること。

(1) 学術集会への参加 (必須 6 単位, 上限 6 単位)

学術集会への参加単位は必須 6 単位, 上限 6 単位までとする。

また、学会年次学術集会の出席 1 回 3 単位を必須とする。

※年次学術集会の出席 : 3 単位/1 回 支部学術集会の出席 : 2 単位/1 回

ただし、上記参加単位は日本専門医機構の単位とする。

認定医・指導医での参加単位は各資格の単位表参照。

(2) 学術集会等での発表

認められた学術集会等での発表に関して、筆頭演者と第 2 共同演者のみ同じ単位数が算定されます。それぞれの単位数は単位表を確認ください。

※第 2 共同演者 : 筆頭著者の隣の演者

第 3 共同演者以降の単位は算定できません

証明書類として抄録と学術集会の名称, 回, 会期が確認できるもの (抄録の表紙または HP) を併せてご提出ください。

※日本麻酔科学会の発表はマイページから印刷可能です。

(3) 学術雑誌への論文発表

認められた学術雑誌への論文発表に対して、著者全員に算定されますが、筆頭著者、共著者の単位数が異なります。それぞれの単位数は単位表を確認ください。

証明書類として抄録と学術集会の名称、回、会期が確認できるもの（抄録の表紙または HP）を併せてご提出ください。

(4) 学術雑誌の論文査読

認められた学術雑誌の査読を行った場合、1論文につき1単位算定できます。

認められた学術雑誌は、単位表をご確認ください。

証明書類については検討中です。

(5) 専門医試験に関する業務

専門医試験問題作成および、周術期管理チーム認定試験、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき認められた単位数が算定できます。

委員委嘱状のコピーを申請時に提出して下さい。

(6) 講演会等での座長、司会

講演会などで座長、司会を1時間以上行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1開催につき1単位の算定ができます。

証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認できるものと、講演実施を施設が証明したものを併せて提出ください。

(7) 地域や学校などでの学術講演

地域や学校などで1時間以上の学術講演を行った場合、麻酔科領域専門医委員会で審議をし、認められたものに限り、1開催につき2単位の算定ができます。申請時に抄録、プログラムのコピーなど講演を行ったことがわかるものを提出して下さい。

証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認できるものと、講演実施を施設が証明したものを併せて提出ください。

(8) 学校の校医業務

学校の校医を1年以上務めた場合、2単位を算定できます。これは2単位より多くは算定できません。申請時に委嘱状のコピーを提出してください。

(9) 日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員

外部委員を行った場合1年度につき2単位算定します。申請時に証明となるものを提出してください。

3. 必要書類（予定）

- 1) 専門医更新認定申請書の写し …… 1部
- 2) 職務経歴書の写し …………… 1部
- 3) 麻酔経歴書の写し …………… 1部
- 4) 臨床実績報告書の写し（5年分） 1部
※必要な場合は全症例報告書の写し（5年分） 1部
- 5) 専門医実績目録の写し …………… 1部
※必要な場合は各種証明書類の写し 1部

4. 申請期間

認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日

※2019・2020年度は移行措置のため、10月1月から11月30日

5. 審査料，登録料

審査料： 20,000円 登録料： 10,000円

6. 専従不足および実績不足による猶予申請

専門医有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔科関連の業務に専従できず更新に必要な実績を満たすことができなかつたときは、猶予期間として申請できます。ただし、猶予期間中については専門医と称することはできません。（注）

専門医の更新の猶予を希望する方は、認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日の間に猶予申請を行っていただく必要があります。

猶予期間の上限は2年です。猶予期間の3月31日までに上記実績が満たされた場合、その年の9月1日から10月31日の間に専門医更新申請を行い、合格すれば専門医資格が復活します。

猶予申請対象事由

- 1) 妊娠, 出産, 育児, 病気療養, 介護, 病院長, 学部長等の管理職, 災害被災
- 2) 国外留学, 海外に居住したとき

注...学会専門医から機構専門医への更新時期に限り「猶予申請対象事由」, 「単位不足」, 「専従不足」, 「単一施設での専従不足」等の場合, 移行措置として学会認定の専門医を2年を上限に猶予します.

※機構からの通知によって変更となる可能性があります.

7. 資格の再認定

機構専門医失効後, 所定の申請資格を満たし機構専門医再認定申請を行い, 専門医試験(口頭試験・実技試験)を受験し, 合格した場合, 機構専門医資格を再取得できます.

機構専門医再認定の申請資格につきましては機構専門医再認定のHPを確認ください.

学会専門医を喪失した(喪失している)場合は学会基準で再認定を行ってください。(2023年度までを予定)

学会専門医を取得後, 更新時に機構専門医基準で更新を行ってください. 尚, 2024年度以降は機構専門医新規申請となります.

8. 問い合わせ

問い合わせがある場合は, 下記窓口から, カテゴリー「日本専門医機構制度に関するお問い合わせ」を選択いただき, お問い合わせください.

<https://ssl.alpha-prm.jp/anesth.or.jp/inquiry.html>

なお, 日本専門医機構へ確認が必要な場合もございます. お問い合わせから返信までにはお時間を頂戴いたしますこと, あらかじめご了承ください.

※電話でのお問い合わせはご遠慮ください.